

# 熊本県公報

号外 第22号の2  
平成18年3月31日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則.....	(経営技術課) 1
○公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係規則の整備等に関する規 則.....	(私学文書課) 2
○公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規 則.....	( " ) 2
<b>訓 令</b>	
○公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係訓令の整備等に関する訓 令.....	(私学文書課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○包括外部監査の結果報告.....	(監査委員) 4
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例.....	(有明海自動車航送船組合) 5
○有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する 規則の一部を改正する規則.....	( " ) 21
○平成18年改正条例附則第6項の規定による職務の級における最高の号 給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則.....	( " ) 33
○平成18年改正条例附則第9項から附則第11項までの規定による給料 に関する規則.....	( " ) 35
○熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を 改正する規則.....	(教育委員会総務広報課) 37

## 規 則

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第30号

熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則  
熊本県立農業大学校規則(昭和58年熊本県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条」を「第19条」に、「第26条」を「第  
24条」に、「第27条」を「第25条」に改める。  
第2条第3項中「農政部長」を「農林水産部長」に改める。  
第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第19条までを1条ずつ繰り上げ、第  
20条を削り、第21条を第19条とし、第22条から第27条までを2条ずつ繰り上げる。  
別記第1号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に改める。  
別記第2号様式及び別記第3号様式中「第14条関係」を「第13条関係」に改める。  
別記第4号様式及び別記第5号様式中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。  
別記第6号様式中「第16条関係」を「第15条関係」に改める。  
別記第7号様式中「第23条関係」を「第21条関係」に改める。

- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
  - 熊本県立農業大学校規則の一部を改正する規則(平成17年規則第59号)を次のように改正する。  
本則及び附則中「第5条第1項」を「第4条第1項」に、「第17条」を「第16条」に改める。

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。  
平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第31号**

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係規則の整備等に関する規則

(熊本県立大学学則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 熊本県立大学学則(昭和55年熊本県規則第11号)

(2) 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和62年熊本県規則第28号)

(3) 熊本県立大学大学院学則(平成5年熊本県規則第12号)

(熊本県会計規則の一部改正)

第2条 熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項第3号中「(大学を除く。)」を削り、別表第1の13の項中「熊本県立大学」を削り、別表第5の県立学校(大学を除く。)の項中「(大学を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第32号**

公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 業務委託の基準

(2) 競争入札その他契約に関する基本的事項

(3) 前2号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画に記載した申請書を当該中期計画における最初の事業年度開始の日の30日前までに知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 法第40条第4項に規定する次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

(4) 前3号に定めるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法第27条第1項前段の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、その事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により変更した事項及びその理由を記載した届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について熊本県公立大学法人評価委員会条例(平成17年熊本県条例第37号)第1条の熊本県公立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の評価を受けようとするときは、前条第1項の年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。

(特定の償却資産の減価に係る会計処理)

- 第9条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産について、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を特定することができる。
- 2 前項の規定による特定をした償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該資産の減価償却相当額を資本剰余金の減額として計上するものとする。  
(財務諸表)
- 第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。  
(財務諸表等の閲覧期間)
- 第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、6年とする。  
(剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)
- 第12条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 承認を受けようとする金額  
(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途
- 2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。  
(積立金の処分に係る承認の手続)
- 第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(以下「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。
- (1) 承認を受けようとする金額  
(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。  
(納付金の納付の手続)
- 第14条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余(以下「納付金」という。)の計算書に、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。  
(納付金の納付期限)
- 第15条 前条の納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。  
(短期借入金の認可の申請)
- 第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 借入れを必要とする理由  
(2) 借入金の額  
(3) 借入先  
(4) 借入金の利率  
(5) 借入金の償還の方法及び期限  
(6) 利息の支払の方法及び期限  
(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項  
(重要な財産の処分等の認可の申請)
- 第17条 法人は、法第44条第1項の規定により公立大学法人熊本県立大学に係る重要な財産を定める条例(平成18年熊本県条例第16号)に規定する重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額)  
(2) 処分等の条件  
(3) 処分等の方法  
(4) 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この規則は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用について

- は、同項中「当該中期計画における最初の事業年度開始の日の30日前までに」とあるのは、「法第25条第1項の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」とする。
- 3 法人の成立の際法第67条第1項の規定により法人に出資されたものとする財産のうち償却資産については、第9条第1項の規定による特定があったものとみなす。

## 訓 令

## 熊本県訓令第4号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関  
公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係訓令の整備等に関する訓令  
(熊本県立大学処務規程等の廃止)
- 第1条 次に掲げる訓令は、廃止する。  
(1) 熊本県立大学処務規程（昭和55年熊本県訓令第5号）  
(2) 熊本県立大学に勤務する助手の任用その他の権限の委任に関する訓令（平成16年熊本県訓令第3号）  
(熊本県文書規程の一部改正)
- 第2条 熊本県文書規程（昭和34年訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 2 地方出先機関の項中「熊本県立大学 熊県大」を削る。  
(財産取扱者設置規程の一部改正)
- 第3条 財産取扱者設置規程（昭和39年訓令甲第35号）の一部を次のように改正する。  
第3条ただし書を削る。  
(熊本県職員記章規程の一部改正)
- 第4条 熊本県職員記章規程（昭和42年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「(熊本県立大学を除く。)」を削る。  
(熊本県職員安全衛生管理規程の一部改正)
- 第5条 熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2項第3号を削り、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とする。  
(熊本県職務発明等に関する規程の一部改正)
- 第6条 熊本県職務発明等に関する規程（平成2年熊本県訓令第25号）の一部を次のように改正する。  
第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。
- 附 則  
この規則は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

## 登載依頼

## 熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人山元修一から平成17年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成18年3月31日

熊本県監査委員	高 宗 秀 暁
同	山 本 豊 孝
同	竹 口 博 己
同	馬 場 成 志

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子 原 二郎

有明海自動車航送船組合条例第一号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第三号)

の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条第二項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中第五項から第十項までを次のように改める。

- 5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
  - 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
  - 7 五十五歳に達した職員は、第五項及び第六項の規定にかかわらず、その達した日後の直近の四月一日以降は昇給しない。
  - 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
  - 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
  - 10 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 第六条中第十一項及び第十二項を削る。
- 第十二条の四の見出しを「地域手当」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第十七条中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第二十条第三項及び第四項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第二十一条第三項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 第二十三条第三項及び第三項中「調整手当」を「地域手当」に、同条第四項中「及び住居手当、調整手当」を「住居手当及び地域手当」に、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改める。
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第一(第五条関係)

## 行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700

41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900				
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600				
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100				
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800				
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500				
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200				

85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700				
86	240,100	296,400	345,300	386,800					
87	240,800	296,800	345,800	387,400					
88	241,500	297,200	346,300	388,000					
89	242,300	297,500	346,700	388,700					
90	242,800	297,900	347,200	389,300					
91	243,300	298,300	347,700	389,900					
92	243,800	298,700	348,200	390,500					
93	244,100	298,900	348,500	391,200					
94		299,300	349,000						
95		299,700	349,500						
96		300,100	350,000						
97		300,300	350,300						
98		300,700	350,800						
99		301,100	351,300						
100		301,500	351,800						
101		301,700	352,100						
102		302,100	352,500						
103		302,500	352,900						
104		302,900	353,300						
105		303,100	353,800						
106		303,500	354,200						
107		303,900	354,600						
108		304,300	355,000						
109		304,500	355,500						
110		304,900	355,900						
111		305,300	356,300						
112		305,700	356,700						
113		305,900	357,200						
114		306,300							
115		306,700							
116		307,100							
117		307,300							
118		307,600							
119		307,900							
120		308,200							
121		308,600							
122		308,900							
123		309,200							
124		309,500							
125		309,900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。



## 別表第二(第五条関係)

## 海 事 職 給 料 表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	136,400	160,900	213,700	258,300	313,600
2	137,400	163,200	215,800	260,100	316,100
3	138,400	165,500	217,900	261,900	318,600
4	139,400	167,800	220,000	263,700	321,100
5	140,400	170,200	222,000	265,300	323,600
6	141,700	172,600	224,100	267,300	326,100
7	143,000	175,000	226,200	269,300	328,600
8	144,300	177,400	228,300	271,300	331,100
9	145,400	179,600	230,500	273,400	333,600
10	146,900	182,000	232,400	276,200	336,100
11	148,400	184,400	234,300	279,000	338,600
12	149,900	186,800	236,200	281,800	341,100
13	151,200	189,300	238,100	284,700	343,600
14	152,700	191,900	240,000	287,600	346,100
15	154,200	194,500	241,900	290,500	348,600
16	155,700	197,100	243,800	293,400	351,100
17	157,100	199,500	245,700	296,200	353,600
18	158,800	202,200	247,600	298,900	356,100
19	160,500	204,900	249,500	301,600	358,600
20	162,200	207,600	251,400	304,300	361,100
21	163,800	210,100	253,100	306,900	363,600
22	165,700	211,700	254,800	308,800	366,000
23	167,600	213,300	256,500	310,700	368,400
24	169,500	214,900	258,200	312,600	370,800
25	171,200	216,400	260,000	314,400	373,300
26	173,000	217,900	261,900	316,300	375,700
27	174,800	219,400	263,800	318,200	378,100
28	176,600	220,900	265,700	320,100	380,500
29	178,200	222,500	267,600	321,800	382,700
30	180,300	223,600	269,400	323,600	384,900
31	182,400	224,700	271,200	325,400	387,100
32	184,500	225,800	273,000	327,200	389,300
33	186,400	227,000	274,800	328,800	391,400
34	188,300	227,900	276,600	330,400	393,200
35	190,200	228,800	278,400	332,000	395,000
36	192,100	229,700	280,200	333,600	396,800
37	193,900	230,600	281,800	335,300	398,700
38	195,500	231,500	283,300	336,900	400,200
39	197,100	232,400	284,800	338,500	401,700
40	198,700	233,300	286,300	340,100	403,200
41	200,100	234,300	287,800	341,600	404,500
42	201,700	235,200	289,200	343,100	405,900
43	203,300	236,100	290,600	344,600	407,300
44	204,900	237,000	292,000	346,100	408,700
45	206,400	237,900	293,500	347,700	410,200
46	207,700	238,900	294,900	349,100	411,600
47	209,000	239,900	296,300	350,500	413,000
48	210,300	240,900	297,700	351,900	414,400
49	211,700	241,700	299,200	353,200	415,800
50	212,900	242,500	300,300	354,700	416,700
51	214,100	243,300	301,400	356,200	417,600
52	215,300	244,100	302,500	357,700	418,500

53	216,600	244,900	303,700	359,100	419,200
54	217,900	245,700	304,800	360,500	419,800
55	219,200	246,500	305,900	361,900	420,400
56	220,500	247,300	307,000	363,300	421,000
57	221,600	248,100	308,200	364,500	421,600
58	222,800	248,900	309,300	365,800	422,200
59	224,000	249,700	310,400	367,100	422,800
60	225,200	250,500	311,500	368,400	423,400
61	226,400	251,300	312,400	369,600	424,000
62	227,600	252,100	313,200	370,200	424,600
63	228,800	252,900	314,000	370,800	425,200
64	230,000	253,700	314,800	371,400	425,800
65	231,100	254,400	315,400	371,800	426,400
66	232,300	254,900	316,100	372,300	427,000
67	233,500	255,400	316,800	372,800	427,600
68	234,700	255,900	317,500	373,300	428,200
69	236,000	256,200	318,300	373,900	428,900
70	237,000			374,400	429,500
71	238,000			374,900	430,100
72	239,000			375,400	430,700
73	240,100			376,000	431,400
74	240,900			376,500	432,000
75	241,700			377,000	432,600
76	242,500			377,500	433,200
77	243,100			378,100	433,900
78	243,800			378,600	434,600
79	244,500			379,100	435,300
80	245,200			379,600	436,000
81	245,900			380,200	436,500
82	246,400			380,700	437,200
83	246,900			381,200	437,900
84	247,400			381,700	438,600
85	247,800			382,300	439,100
86				382,800	439,800
87				383,300	440,500
88				383,800	441,200
89				384,400	441,700
90				384,900	
91				385,400	
92				385,900	
93				386,500	
94				387,000	
95				387,500	
96				388,000	
97				388,600	
98				389,100	
99				389,600	
100				390,100	
101				390,700	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員に適用する。

(有明海自動車航送船組合議会議員の費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 有明海自動車航送船組合議会議員の費用弁償に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合同第五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「十一級」を「九級」に改める。

(有明海自動車航送船組合監査委員の費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 有明海自動車航送船組合監査委員の費用弁償に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合同第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「十一級」を「九級」に改める。

(公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例(平成十四年有明海自動車航送船組合同第六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第六条中「給料月額及び昇給期間」を「及び昇給」に改める。

(有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第五条 有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例(平成四年有明海自動車航送船組合同第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「昇給を調整する」に改め、同条第五項を削る。

(有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第六条 有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合同第五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条から第三十三条までの規定中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改める。

別表第二中「八級」を「六級」に、「七級」を「五級」に改める。

別表第一の一の表中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に、「四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に改める。

別表第二の二の表中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に、「七級」を「五級」に、「六級」を「四級」に、「五級」を「三級」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成十八年四月一日(次項から附則第十一項までの規定において「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第一に掲げられているもの(次項に規定する職員を除く。)の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

3 切替日の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務が附則別表第二に掲げられているものの新級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

4 附則第三項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第三に定める号給とする。

5 附則第三項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の新号給は、管理者の定めるところによる。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

6 切替日の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(以下「職員給与条例」という。)別表第一及び別表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、そ

の者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた昇給等の基礎)

- 8 前六項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた昇給又は給料月額が、第一条の規定による改正前の職員給与条例及びこれに基づき規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替に伴う経過措置)

- 9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 11 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

- 12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する職員給与条例第九条第二項(職員給与条例第十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、及び職員給与条例第二十条第四項(職員給与条例第二十一条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、職員給与条例第九条第二項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年有明海自動車航送船組合条例第一号。以下「平成十八年改正条例」という。)、附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、職員給与条例第二十条第四項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

- 13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第一 職務の級の切替表（附則第二項関係）

給 料 表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
海事職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

## 附則別表第二 職務の級の切替表（附則第三項関係）

給料表	職員の職務	旧 級	新 級
行政職給料表	主事及び技師の職務	4 級	2 級
		5 級	
	主任の職務	6 級	3 級
	課長補佐及び主幹の職務	8 級	5 級
海事職給料表	その他の乗組員の職務	3 級	2 級
	甲板長等の職務	4 級	3 級
	航海士等の職務	5 級	4 級

附則別表第三 号給の切替表（附則第四項関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未満			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			
21	3月未満			81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67			
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			





海事職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級
	経過期間					
1	3月未満				1	1
	3月以上6月未満				1	1
	6月以上9月未満				1	1
	9月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	16	16	12
	12月以上	17	17	17	17	13
6	3月未満	17	17	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	20	20	16
	12月以上	21	21	21	21	17
7	3月未満	21	21	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	24	24	20
	12月以上	25	25	25	25	21
8	3月未満	25	25	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	28	28	24
	12月以上	29	29	29	29	25
9	3月未満	29	29	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	32	32	28
	12月以上	33	33	33	33	29
10	3月未満	33	33	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	36	36	32
	12月以上	37	37	37	37	33
11	3月未満	37	37	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	40	40	36
	12月以上	41	41	41	41	37

12	3月未満	41	41	41	41	37
	3月以上6月未満	42	42	42	42	38
	6月以上9月未満	43	43	43	43	39
	9月以上12月未満	44	44	44	44	40
	12月以上	45	45	45	45	41
13	3月未満	45	45	45	45	41
	3月以上6月未満	46	46	46	46	42
	6月以上9月未満	47	47	47	47	43
	9月以上12月未満	48	48	48	48	44
	12月以上	49	49	49	49	45
14	3月未満	49	49	49	49	45
	3月以上6月未満	50	50	50	50	46
	6月以上9月未満	51	51	51	51	47
	9月以上12月未満	52	52	52	52	48
	12月以上	53	53	53	53	49
15	3月未満	53	53	53	53	49
	3月以上6月未満	54	54	54	54	50
	6月以上9月未満	55	55	55	55	51
	9月以上12月未満	56	56	56	56	52
	12月以上	57	57	57	57	53
16	3月未満	57	57	57	57	53
	3月以上6月未満	58	58	58	58	54
	6月以上9月未満	59	59	59	59	55
	9月以上12月未満	60	60	60	60	56
	12月以上	61	61	61	61	57
17	3月未満	61	61	61	61	57
	3月以上6月未満	62	62	62	62	58
	6月以上9月未満	63	63	63	63	59
	9月以上12月未満	64	64	64	64	60
	12月以上	65	65	65	65	61
18	3月未満	65	65	65	65	61
	3月以上6月未満	66	66	66	66	62
	6月以上9月未満	67	67	67	67	63
	9月以上12月未満	68	68	68	68	64
	12月以上	69	69	69	69	65
19	3月未満	69	69	69	69	65
	3月以上6月未満	70	69	69	70	66
	6月以上9月未満	71	69	69	71	67
	9月以上12月未満	72	69	69	72	68
	12月以上	73	69	69	73	69
20	3月未満	73			73	69
	3月以上6月未満	74			74	70
	6月以上9月未満	75			75	71
	9月以上12月未満	76			76	72
	12月以上	77			77	73
21	3月未満	77			77	73
	3月以上6月未満	78			78	74
	6月以上9月未満	79			79	75
	9月以上12月未満	80			80	76
	12月以上	81			81	77
22	3月未満	81			81	77
	3月以上6月未満	82			82	78
	6月以上9月未満	83			83	79
	9月以上12月未満	84			84	80
	12月以上	85			85	81

23	3月未満	85			85	81
	3月以上6月未満	85			86	82
	6月以上9月未満	85			87	83
	9月以上12月未満	85			88	84
	12月以上	85			89	85
24	3月未満				89	85
	3月以上6月未満				90	86
	6月以上9月未満				91	87
	9月以上12月未満				92	88
	12月以上				93	89
25	3月未満				93	89
	3月以上6月未満				94	89
	6月以上9月未満				95	89
	9月以上12月未満				96	89
	12月以上				97	89
26	3月未満				97	
	3月以上6月未満				98	
	6月以上9月未満				99	
	9月以上12月未満				100	
	12月以上				101	
27	3月未満				101	
	3月以上6月未満				101	
	6月以上9月未満				101	
	9月以上12月未満				101	
	12月以上				101	

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

有明海自動車航送船組合  
管理者 長崎県知事 金子原二郎

有明海自動車航送船組合規則第三号

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十七年有明海自動車航送船組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号給」に、「第七章 昇給期間の短縮(第二十七条第三十条)」を「第七章 削除」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第四章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に、「第二十一条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十一条第二項第一号若しくは第二号」を「第二十一条第二項又は第二十一条第二項」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に改める。

第十三条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項中「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加える。

第十四条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第二項中「給料月額」を「号給」に、「十八月(第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める経歴年数のうち五年までの年数及び第四号に掲げる者で必要経歴年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経歴年数のうち五年から当該必要経歴年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、十二月)」を「十二月(その者の経歴年数のうち五年を超える経歴年数(第二号から第四号までに掲げる者で必要経歴年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経歴年数とし、職員の職務にその経歴が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経歴年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。))の月数にあつては、十八月)」に改め、「これを切り捨てた数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、同項ただし書を削る。

第十五条の見出し、第十六条(見出しを含む)及び第十七条(見出しを含む)中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十一条第三項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条に次の一項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前二項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

第二十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

第二十二条第三項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額を」を「号給を」に改める。

第二十四条(見出しを含む)中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十六条(見出しを含む)中「給料月額」を「号給」に改める。

第七章及び第八章を次のように改める。

第七章 削除

第二十七条から第三十条まで 削除

第八章 昇給

## (昇給日)

第三十二条 職員給与条例第六条第五項の規定で定める日は、第三十七条又は第三十八条に定めるものを除き、毎年四月一日（以下「昇給日」という。）とする。

## (勤務成績の証明)

第三十二条 職員給与条例第六条第五項の規定による昇給（第三十七条又は第三十八条に定めるところにより行うものを除く。第三十四条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

第三十三条及び第三十四条 削除

## (職員の昇給の号給数)

第三十五条 職員を職員給与条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

第三十六条 削除

## (研修、表彰等による昇給)

第三十七条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、職員給与条例第六条第五項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合、成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合、表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合、退職の日

## (特別の場合の昇給)

第三十八条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に、職員給与条例第六条第五項の規定による昇給をさせることができる。

## (最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十九条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第九章の章名中「給料月額」を「号給」に改める。

第四十条（見出しを含む。）中「給料月額」を「昇給」に、「第二十一条第五項」を「第二十一条第三項」に改める。

第四十一条の見出し中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に改め、同条第二項中「専従許可」を「国家公務員法（昭和二十二年法律第百一十号）第八八条の六第二項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）」に改め、「（以下「調整期間」という。）」を削り、「又は復職等の日から二年以内の第三十三条に定める昇給の期間に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

第四十一条第三項を削る。

第四十一条の二を次のように改める。

第四十一条の二 派遣職員がその派遣の期間中に退職する場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

第四十二条中「昇給期間の短縮を含む。」を削る。

別表第一の行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

## イ 行政職給料表級別標準職務表

職級の	標準的な職務内容
一級	定型的な業務を行う職務
二級	相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
三級	係長の職務及びこれに相当する職務
四級	1 課長補佐の職務及びこれに相当する職務 2 相当困難な業務を分掌する係長の職務及びこれに相当する職務
五級	相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務
六級	課長の職務及びこれに相当する職務
七級	1 次長及び参事監の職務 2 特に困難な業務を所掌する課長の職務及びこれに相当する職務
八級	1 部長の職務 2 特に困難な業務を所掌する次長の職務
九級	困難な業務を所掌する部長の職務

別表第一の海軍職給料表級別標準職務表の表中

三級	1 予備船長又は予備機関長の職務 2 相当高度の知識又は経験が必要とする業務を行う航海士又は機関士の職務 3 高度の知識又は経験が必要とする困難な業務を行う甲板長、操機長又は操舵手の職務 4 特に困難な業務を行うその他の乗組員の職務
四級	1 主席船長、次席船長、主席機関長又は次席機関長の職務 2 困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務 3 高度の知識又は経験が必要とする困難な業務を行う航海士又は機関士の職務 4 特に高度の知識又は経験が必要とする困難な業務を行う甲板長、操機長又は操舵手の職務
五級	1 困難な業務を処理する主席船長、次席船長、主席機関長又は次席機関長の職務 2 特に困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務 3 特に高度の知識又は経験が必要とする困難な業務を行う航海士又は機関士の職務

を

」

三級	1 予備船長又は予備機関長の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士又は機関士の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う甲板長、操機長又は操舵手の職務
四级	1 主席船長、次席船長、主席機関長又は次席機関長の職務 2 困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務 3 高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う航海士又は機関士の職務
五级	1 困難な業務を処理する主席船長、次席船長、主席機関長又は次席機関長の職務 2 特に困難な業務を処理する予備船長又は予備機関長の職務

に改める。

別表第一の行政職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

試験	学歴免許等	職務の級								
		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
正規の試験	上級	○	三	七	十一	十三	十五	別に定める		
	中級	○	五	十	十四	十六	十八			
	初級	○	八	十二	十六	十八	二十			
その他	中学卒	三	九	四	四	二	二	別に定める		
		十二	十六	二十	二十二	二十四				



別表第二の海事職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

職 名	学歴免許等	職 務 の 級				
		一 級	二 級	三 級	四 級	五 級
主席船長 次席船長 主席機関長 次席機関長	中学卒				五	四
					十六	二十
予備船長 予備機関長	中学卒			五	五	四
			〇	十一	十六	二十
航海士、機関士	中学卒			五	五	
			〇	十一	十六	
甲板長、操機長、操舵手	中学卒			五		
			〇	十一		
その他の乗組員	中学卒		六			
		〇	六			

別表第六の行政職給料表初任給基準表の表中

「

」

一級二五号給
一級五号給
一級二五号給
一級二五号給
一級二五号給
一級四号給
一級二五号給
一級二五号給

を

一級二五号給
一級十五号給
一級五号給
一級一号給
一級二五号給
一級九号給
一級五号給
一級一号給

に改める。

」

」

別表第六の海事職給料表初任給基準表の表中

「

」

二級二号給
一級四号給
一級三号給
一級四号給
一級三号給

を

二級二号給
一級九号給
一級一号給
一級九号給
一級五号給

に改める。

別表第七を次のように改める。

「

」

別表第七 昇格時号給対応表（第二十一条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17
46	14	30	30	38	38	27	29	
47	15	31	31	39	39	28	30	
48	16	32	32	40	40	28	30	
49	17	33	33	41	41	29	31	
50	18	34	34	42	41	29	31	

51	19	35	35	43	42	29	32	
52	20	36	36	44	42	30	32	
53	21	37	37	45	43	30	33	
54	22	38	38	46	43	30	33	
55	23	39	39	47	44	31	34	
56	24	40	40	48	44	31	34	
57	25	41	41	49	45	31	35	
58	25	41	42	50	45	32	35	
59	26	42	43	51	46	32	36	
60	26	42	44	52	46	32	36	
61	27	43	45	53	47	33	37	
62	27	43	45	54	47	33		
63	28	44	45	55	48	34		
64	28	44	46	56	48	34		
65	29	45	46	57	49	35		
66	29	45	46	58	49	35		
67	30	46	47	59	50	36		
68	30	46	47	60	50	36		
69	31	47	47	61	51	37		
70	31	47	48	62	51	37		
71	32	48	48	63	52	38		
72	32	48	48	64	52	38		
73	33	49	49	65	53	39		
74	33	49	49	66	54	39		
75	34	49	49	67	55	40		
76	34	49	50	68	56	40		
77	35	50	50	69	57	41		
78	35	50	50	70	58			
79	36	50	51	71	59			
80	36	50	51	72	60			
81	37	51	51	73	61			
82	37	51	52	74	62			
83	38	51	52	75	63			
84	38	51	52	76	64			
85	39	52	53	77	65			
86	39	52	53	78				
87	40	52	53	79				
88	40	52	53	80				
89	41	53	54	81				
90	41	53	54	82				
91	42	53	54	83				
92	42	53	54	84				
93	43	53	55	85				
94		54	55					
95		54	55					
96		54	55					
97		54	56					
98		54	56					
99		55	56					
100		55	56					
101		55	57					
102		55	57					
103		55	58					
104		56	58					
105		56	59					

106		56	59					
107		56	60					
108		56	60					
109		57	61					
110		57	61					
111		57	62					
112		57	62					
113		58	63					
114		58						
115		58						
116		58						
117		59						
118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	2	1	2	2
19	3	1	3	3
20	4	1	4	4
21	5	1	5	5
22	6	2	6	6
23	7	3	7	7
24	8	4	8	8
25	9	5	9	9
26	10	6	10	10
27	11	7	11	11
28	12	8	12	12
29	13	9	13	13
30	14	10	14	14
31	15	11	15	15
32	16	12	16	16
33	17	13	17	17
34	18	14	18	18
35	19	15	19	19
36	20	16	20	20
37	21	17	21	21
38	22	17	22	21
39	23	17	23	22
40	24	18	24	22
41	25	18	25	23
42	25	18	25	23
43	26	19	26	24
44	26	19	26	24
45	27	19	27	25
46	27	20	27	25
47	28	20	28	26
48	28	20	28	26
49	29	21	29	27
50	30	21	29	27

51	31	22	30	28
52	32	22	30	28
53	33	23	31	29
54	33	23	31	30
55	34	24	32	31
56	34	24	32	32
57	35	25	33	33
58	35	25	33	33
59	36	26	34	33
60	36	26	34	34
61	37	27	35	34
62	38	27	35	34
63	39	28	36	35
64	40	28	36	35
65	45	29	37	35
66	46	29	37	36
67	47	30	38	36
68	48	30	38	36
69	49	31	39	37
70	50			37
71	51			37
72	52			37
73	53			38
74	54			38
75	55			38
76	56			38
77	57			39
78	58			39
79	59			39
80	60			39
81	61			40
82	61			40
83	62			40
84	62			40
85	63			41
86				41
87				41
88				41
89				42
90				42
91				42
92				42
93				43
94				43
95				43
96				43
97				44
98				44
99				44
100				44
101				45

別表第七の二を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第三項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

- 2 有明海自動車航送船組合理職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年有明海自動車航送船組合理条例第一号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（次項において「改正条例附則第三項適用職員」という。）のうち次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の有明海自動車航送船組合理職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に連算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の二級若しくは五級であった職員、旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員、旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

- 3 改正条例附則第三項適用職員に係る切替日以後の職務の級の二級上位の職務の級への昇格（切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第十八条の規定によるものに限る。）については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表の二級若しくは五級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあつては、旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに改正条例附則第二項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては、旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十一条又は第二十二条の規定を適用する。

(平成十九年四月一日における職員の昇給の号給数等)

- 5 職員の基準号給数は、有明海自動車航送船組合理職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三十二条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である職員 八号給以上

二 勤務成績が良好である職員 四号給

三 勤務成績が良好であると認められない職員 三号給以下

- 6 管理者の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十九年三月三十一日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から同月三十一日までの期間）六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第三号に掲げる職員に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。

- 7 附則第五項第一号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定員等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。



平成十八年改正条例附則第六項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

有明海自動車航送船組合  
管理者 長崎県知事 金子 原二郎

有明海自動車航送船組合規則第三号

平成十八年改正条例附則第六項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(目的)

第二条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年有明海自動車航送船組合同条例第一号)附則第六項の規定に基づき、職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替えに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第三条 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合同条例第三号。以下「職員給与条例」という。)別表第二及び別表第三の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- 一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表第一の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表第二に定める号給
- 二 旧級が行政職給料表の二級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別表第一の旧給料月額欄に掲げられていないもの 管理者の定める号給
- 三 旧給料月額が別表第二に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級(以下「新級」という。) 旧給料月額及び経過期間に応じて別表第二に定める号給
- 四 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表第一 旧級が行政職給料表の11級である職員以外の職員の新号給

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	円 365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

別表第二 旧級が行政職給料表の11級である職員の新号給

旧級が行政職給料表の11級である職員の新号給

旧給料月額	経過期間					
	新 級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
円	9 級	37	38	39	40	41
580,300	10 級	14	14	15	15	15

平成十八年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

有明海自動車航送船組合

管理者 長崎県知事 金子 原 郎

有明海自動車航送船組合規則第四号

平成十八年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定による給料に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年有明海自動車航送船組合条例第二号)附則第九項から附則第十一項までの規定による給料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 平成十八年改正条例 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年有明海自動車航送船組合条例第一号)をいう。
- 二 改正前の初任給等規則 有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年有明海自動車航送船組合規則第一号)による改正前の有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則をいう。
- 三 切替日 平成十八年四月一日をいう。
- 四 初任給基準移動 給料表の適用を異にしない有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 五 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(平成十八年改正条例附則第二項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
- 六 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 七 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - イ 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号、以下「法」という。)第七十九条の規定により休職にされていた期間
  - ロ 法第百八条の六第二項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ハ 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例(平成十四年有明海自動車航送船組合条例第六号)第三十条第一項の規定により派遣されていた期間
  - ニ 有明海自動車航送船組合職員の育児休業等に関する条例(平成四年有明海自動車航送船組合条例第一号、以下「育児休業条例」という。)の規定により育児休業をしていた期間
  - ホ 有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第十四号)第六条から第八条までに規定にする病氣休暇の承認を受けていた期間
- 八 復職時調整 有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第四十一条又は育児休業条例第六条の規定による号給の調整をいう。
- 九 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、その他管理者の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

(平成十八年改正条例附則第九項の規則で定める職員)

第三条 改正条例附則第九項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- 二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格した職員
- 三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- 四 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員(管理者の定めるこれに準ずる職員を含む)

(平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料の支給)

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員(管理者の定める

これに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」というものを除く。であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

- 一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第四号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に改正前の初任給等規則第二十三条から第二十六条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
  - 二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第四号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成十八年改正条例附則第一の新旧欄に掲げられているものである場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則二十二条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
  - 三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第四号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第四十一条又は平成十八年改正条例第五条の規定による改正前の育児休業条例第六条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
  - 四 管理者の承認を得てその号給を決定された場合又は管理者の定めるこれに準ずる場合、管理者の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が管理者の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料として支給する。

(平成十八年改正条例附則第十一項の規定による給料の支給)

- 第五条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第十一項の規定による給料として支給する。
- 2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したと見たならば支給されることとなる平成十八年改正条例附則第十項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第十一項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

- 第六条 平成十八年改正条例附則第九項から附則第十一項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第7号

熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「第6条第4項」を「第6条第4項第4号」に、「事務」を「個人情報取扱事務」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「第19条第7項後段」を「第19条第8項後段」に改め、「通知書は、」の次に「条例第28条第1号に係るものは」を加え、「不服申立て」を「条例第28条第1号」に改め、「開示通知書)」の次に「、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式(条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書)」を加える。

別記第15号様式中「不服申立てに係る」を「条例第28条第1号に係る」に、

「  
年 月 日付けで( 不服申立てのありました  
開示に反対する意思の表示のありました )行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその( 全部 )を( 一部 )を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第7項後段の規定により通知します。」

「  
年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその( 全部 )を( 一部 )を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。」

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

「電話番号」を「電話番号( ) - 」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第15号の2様式（第15条関係）

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその 全部  
一部 を開示することとしましたので、熊

本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県教育委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担当課等	（電話番号（ ） - （内線 ））
備考	

（日本工業規格A4）

附 則  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

